

平成 27年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：長崎振興局

H28.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法 施行令 適用条項
1	長崎振興局	道路維持課	H27.4.1	主要地方道長崎南環状線交通管理業務委託	17,113,680	長崎市元船町17-1 長崎県道路公社 理事長 久村豊彦	当区間は、長崎自動車道と直結し国道202号に接続する女神大橋有料道路や自動車専用道路を含む地域高規格道路で設計速度が高い区間である。さらに長大トンネル(唐八景トンネル、大浜トンネル)、長大橋梁(女神大橋)があることから、防災管理体制を含めた区間全体の一体的な高速自動車道並みの高度な管理体制が必要である。このため、これまでも女神大橋有料道路の情報設備、唐八景トンネル、大浜トンネルの防災設備を出島道路管理事務所で一元管理し、区間全体の一体的な管理を長崎県道路公社で行うことにより通行車両の安全確保を図っている。これにより、長崎県道路公社と随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項第2号
2	長崎振興局	道路維持課	H27.4.1	一般国道202号駅前エレベーター保守点検委託	1,697,760	長崎市万才町3-5 三菱電機ビルテクノサービス株式会社 長崎支店 支店長 濱田浩	当業務は、一般国道202号長崎駅前に設置しているエレベーターの保守点検業務である。当業務では、①閉じ込め故障②使用不能故障③着床不良④戸開閉不良⑤安全装置動作⑥制御系電源異常⑦エレベーター直話機能の7項目について、常時の遠隔監視を行っており、また、その情報をエレベーターから引き出すための装置は、メーカー間に共通性のない独自のものであり、三菱ビルテクノサービス株式会社以外には業務を行えるものがないことによる。	第167条の2 第1項第2号
3	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港営課	H27.4.1	長崎港内及び長崎漁港内海面清掃委託	26,244,000	長崎市国分町3-30 長崎港清掃協議会 会長 金子 叔司	長崎港清掃協議会は、長崎港内及び長崎漁港(三重地区)内の海面清掃を行うために設立された団体である。海面清掃を行うには、港内の気象・海洋・地理的条件(風向、風速、潮流等)に精通しており、また、特殊な清掃船の操作を伴うため、その特殊性を熟知したうえでの業務であるため、熟練した技能が求められる。長崎港清掃協議会は、設立以来、本業務を履行しており、これらのことに精通し、かつ熟知している。この業務を履行できる唯一の団体である。港内において、航行に支障が出る流木やゴミが頻繁に発生しており、長崎県の安全管理の指示に対し、長崎港清掃協議会は、柔軟に緊急対応が出来、港の安全を守っている。この協議会は、県の管理港及び管理漁港にかかわる会員の会費及び長崎市からの補助金を受けて成り立っており、営利を追求しておらず、公平な立場で対応が可能である。よって、その行う業務は競争入札には適さない事業である。	第167条の2 第1項第2号

平成 27年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：長崎振興局

H28.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法 施行令 適用条項
4	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港営課	H27.4.1	高島港港湾緑地管理委託	1,389,600	長崎市桜町2-22 長崎市市長 市長 田上 富久	長崎市は「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき港湾に関する管理事務を行っており、一体的な管理を行うことで効率良く管理を行うことができ、県営港湾施設として設置した緑地の管理を地元市である長崎市に委任するものである。	第167条の2 第1項第2号
5	長崎振興局	道路維持課	H27.4.28	長崎振興局建設部積算技術業務委託	10,152,000	大村市池田2-1311-3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 田中 修一	一般国道202号交通安全施設等整備工事の積算技術業務を委託するものである。当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流失防止も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直積的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
6	長崎振興局	道路維持課	H27.5.18	主要地方道神ノ浦港線他4線道路除草等業務	3,853,296	長崎市岡町2-13 公益社団法人 長崎市シルバー人材センター 理事長 中嶋 隆範	当業務は、常に良好な道路景観を維持するため、国県道の除草やごみ拾い等を行うものであり、地域に密着し、地域に精通した者に依頼する必要がある。また、(公社)長崎市シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体で、臨時的かつ短期的な就業等を通じて、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大、福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する公益団体である。このため道路管理者としては、安全性が確保されたうえで条件等が整えば、シルバー人材センターを積極的に活用することとしている。 なお、高齢者等の雇用の安定に関する法律に規定する団体は管内に一者しか存在しない。よって(公社)長崎市シルバー人材センターと随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項第2号

平成 27年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：長崎振興局

H28.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法 施行令 適用条項
7	長崎振興局	道路維持課	H27.5.14	一般県道長与大橋町線電線共同溝整備工事(電力系引込・連系管路)	38,853,670	長崎市城山町3-19 九州電力株式会社 長崎お客さまセンター センター長 平田裕一	電線共同溝整備工事の引込管路は、保安上の観点、既設設備との接続の観点、施工管理及び路面の掘り起こしを極力減らす観点から、引込管路の建設に係る工事を委託する基本協定を、平成13年に長崎県知事と九州電力(株)は締結している。これに基づき委託するものである。	第167条の2 第1項第2号
8	長崎振興局	河川課	H27.5.20	浦上ダム建設工事(設計及び水理実験評価業務委託)	25,920,000	東京都台東区池ノ端2-9-7 一般財団法人 ダム技術センター 理事長 柳川 城二	浦上ダムの再開発は、既設ダム頂部改良を伴う嵩上げ方式、既設ダム上流側に洪水吐き施設を設置する方式および水道用水を維持した状態での施工等、特殊な形式で実施する予定である。 既設ダムの再開発・改良は、高度な技術や新技術の適用が伴うため、ダム技術センターが設立以降、国土交通省所管の直轄・補助の再開発・改良ダムのすべての技術評価や判断を行った実績があり、また、唯一の機関である。 よって、当該センターが当業務を実施できる唯一の機関であると特定した。	第167条の2 第1項第2号
9	長崎振興局	道路維持課	H27.6.3	一般県道長与大橋町線電線共同溝整備工事(通信系引込管路)	9,174,600	福岡市博多区東比恵2-3-7 エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社 九州支店 支店長 山口 茂	電線共同溝整備工事の引込管路は、保安上の観点、既設設備との接続の観点、施工管理及び路面の掘り起こしを極力減らす観点から引込管路の建設に係る工事をエヌ・ティ・ティ・インフラネット(株)九州支店に委託する基本協定を、平成19年に長崎県知事と西日本電信電話(株)九州支店長は締結している。これに基づき委託するものである。	第167条の2 第1項第2号

平成 27年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：長崎振興局

H28.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法 施行令 適用条項
10	長崎振興局	用地課	H27.6.1	一般県道奥ノ平時津線道路改良 工事(時津工区)に伴う用地取得 事務委託	8,090,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 久村 豊彦	<p>①委託要領第3条では、受託者として市町、県土地開発公社、県道路公社、市町立土地開発公社を定めている。しかし、県土地開発公社以外の指定機関については、当該委託業務を受託できる組織・人員・体制がなく、また用地取得業務への精度度も低い。</p> <p>②県土地開発公社は、県の公共用地取得業務を行う専門機関として県の全額出資により設置した特殊法人であり(公有地の拡大の推進に関する法律第10条)、地元にも精通しており安定した用地取得業務が遂行できる。</p> <p>③用地取得業務は斡旋業務に該当し、これを他の業者に委託することは弁護士法第72条の「非弁護士の法律事務の取扱等の禁止」に抵触する可能性があるが、土地開発公社は公有地の拡大の推進に関する法律第17条第2項第2号により、斡旋業務が認められている。</p> <p>よって、当該業務の委託の相手方は県土地開発公社が望ましく、業務の内容上競争入札に適さないことから県土地開発公社と随意契約を行うものである。</p>	第167条の2 第1項第2号
11	長崎振興局	砂防課	H27.7.6	長崎振興局砂防課積算技術業務委託	4,428,000	大村市池田2-1311-3 公益財団法人長崎県 建設技術研究センター 理事長 宮崎 東一	<p>当業務は、予定価格算出の基礎となる起工設計書及び変更設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。</p> <p>このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。</p>	第167条の2 第1項第2号
12	長崎振興局	道路維持課	H27.7.8	一般国道202号他3線橋梁補修 工事(監督補助業務委託)	12,744,000	大村市池田2-1311-3 公益財団法人長崎県 建設技術研究センター 理事長 宮崎 東一	<p>当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。</p> <p>また、工事請負者が保有する施行ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。</p> <p>このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。</p>	第167条の2 第1項第2号

平成 27年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：長崎振興局

H28.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法 施行令 適用条項
16	長崎振興局	道路維持課	H27.10.16	一般県道昭和馬町線電線共同溝整備工事(電力系引込・連系管路)	20,526,073	長崎市城山町3-19 九州電力株式会社 長崎お客さまセンター センター長 平田裕一	電線共同溝整備工事の引込管路は、保安上の観点、既設設備との接続の観点、施工管理及び路面の掘り起こしを極力減らす観点から、引込管路の建設に係る工事を委託する基本協定を、平成13年に長崎県知事と九州電力(株)支店長は締結している。これに基づき委託するものである。	第167条の2 第1項第2号
17	長崎振興局	道路維持課	H27.10.29	一般国道206号橋梁点検業務委託(仮設工・道ノ尾橋)	3,020,000	長崎市尾上町1-89 九州旅客鉄道(株) 長崎支社長 深田康弘	本業務は、九州旅客鉄道の軌道上空を交差する橋梁の点検に際し、足場の設置、または橋梁点検車(軌陸車)の使用など、点検に必要な仮設業務を委託するものである。この業務は、九州旅客鉄道が所管する鉄道管理区域内での作業であり、安全確保のため九州旅客鉄道は同社以外の作業を認めていない。よって、鉄道事業者である九州旅客鉄道株式会社と随意契約するものである。	第167条の2 第1項第2号
18	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港湾課	H28.2.17	高島港改修工事(防波堤(南)適合性確認)	1,890,000	東京都港区西新橋1-14-2 一般財団法人 沿岸技術研究センター確認審査所 所長 島田 知明	本業務は、港湾の施設に関する技術上の基準等(港湾法第56条の2の2第3項)の確認について、確認対象施設(港湾法施行規則第28条の2)の規定に基づき確認申請を行うものである。 しかし、この業務は登録(港湾法第56条の2の3)の規定により国土交通大臣の登録を受けたものしか行えない業務である。 この登録を受けているのは、一般財団法人沿岸技術研究センターしかないので、随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項第2号